

田辺市周辺衛生施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

制定 昭和52年 1 月 18 日 条例第13号

改正 平成29年 3 月 1 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續及び効果)

第 2 条 職員の懲戒の手續及び効果については、田辺市職員の手續及び効果に関する条例（平成17年田辺市条例第30号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。